

# 船舶事故調査報告書

平成31年3月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月21日 18時50分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島北北東方沖の中津神グリ南東方 成生岬灯台から真方位346° 5.9海里付近 (概位 北緯35° 41.8′ 東経135° 26.0′)
事故の概要	遊漁船波照間は、南西進中、浅所に乗り揚げた。 波照間は、シューピースの曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 波照間、5トン未満 251-15091 京都、個人所有 11.97m (Lr) × 3.53m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、308.90kW、平成4年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年9月25日 免許証交付日 平成29年2月21日 (平成34年9月24日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	シューピースに曲損、舵に折損、船尾船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、波向 北、潮流 南 常用薄明の終了時刻：17時42分、月齢：12.3
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、冠島北北東方沖のチョウベエと称する浅礁域東方での遊漁を終え、法定灯火を表示し、船首約0.7m、船尾約1.5mの喫水で、平成30年10月21日18時20分ごろ舞鶴市舞鶴港に向けて帰航を開始した。(図1参照)

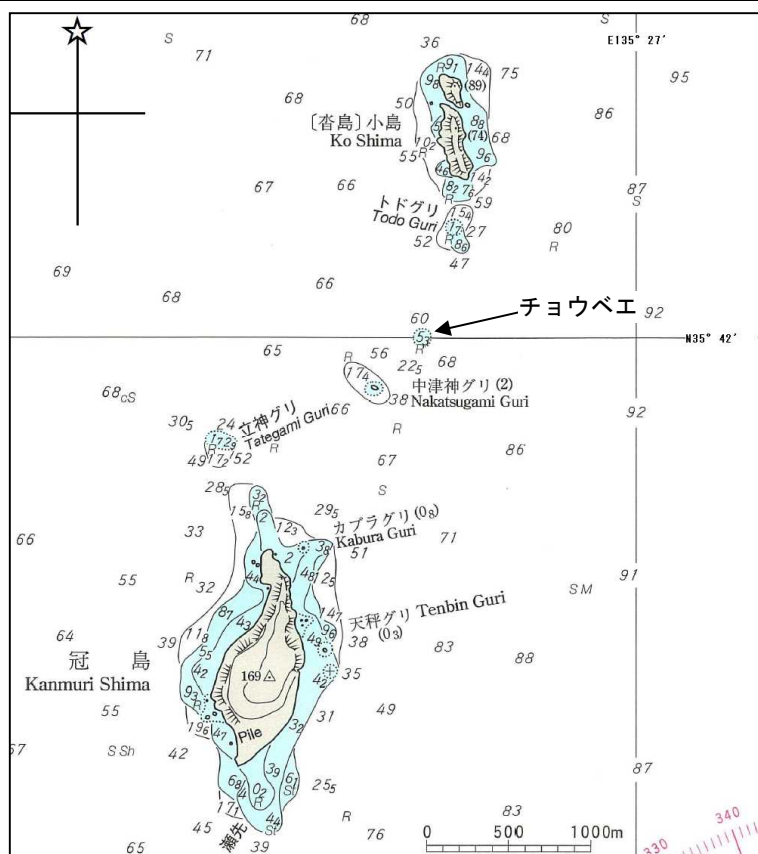


図1 海図W 1166部分

船長は、ふだん、チョウベエの東方付近で遊漁を行った場合、チョウベエの北方に進行したのちに西進し、立神グリ北方沖を通過して舞鶴港に向けていたが、チョウベエの西方及び北西方に集魚灯を点灯させて釣りを行っている小型船舶が各1隻いたので、釣り場を発進後、南進して中津神グリ東方沖で右転し、中津神グリ南方沖を西進して立神グリ北方沖に向かうこととした。

船長は、中津神グリ南方沖の航行経験が、昼間においては数多くあったが、夜間においては本事故時が初めてであった。

船長は、釣り場を発進する際、GPSプロッターを釣り場付近が表示されている狭い範囲（拡大表示）から、舞鶴港の港界付近まで表示される広い範囲（縮小表示）に変更した。

本船は、釣り場を発進後、船長が、GPSプロッターに帰航時の経由地を入力しながら南進していた際、右舷方に白波を認め、同白波が中津神グリに当たって発生したものであり、中津神グリを通過したと思って右転し、航行を続けていたところ、18時50分ごろ船底に衝撃を感じ、その後、次第に減速した。

船長は、機関が起動している中、クラッチレバー及びスロットルレバーを動かしたものの、推進力が得られず、本船が惰力で進行中に船尾方を見たところ、白波が見え、同白波が中津神グリに当たって生じたものであり、中津神グリ付近の浅所を乗り越えたと思い、また、南進中、右舷方に見た白波の場所が、中津神グリではなく、他の場所で

	<p>あったと思った。</p> <p>船長は、機関室を確認して浸水していることを認め、排水ポンプを使用して排水を行い、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、船長がクラッチレバー及びスロットルレバーを再度動かしたところ、動き出し、舞鶴港に向けて低速力で南西進中に巡視艇と会合し、釣り客3人を巡視艇に移乗させたのち、自力で航行して舞鶴港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>海図W1166によれば、中津神グリは、平均水面上の高さが2mの水上岩である。</p> <p>船長は、釣り場を発進して南進中、ふだんと同じ約17km/hの速力(対地速力、以下同じ。)で航行していると思っていたが、実際には約10km/hの速力で航行していたことを本事故後に知った。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面に速力が表示されていたものの、釣り場を発進後、速力の表示を見ていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、冠島北北東方沖において、釣り場を発進して南進中、船長が、GPSプロッターに帰航時の経由地を入力することに意識を向け、右舷方に認めた白波の場所を中津神グリであると思い、船位の確認を行わずに航行を続けたことから、中津神グリ東方沖を通過したと思って中津神グリ南方沖に向けて右転したものの、中津神グリに向かう状態となったことに気付かず、中津神グリ南東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんの速力で航行しているものと思い、経過時間から右舷方に認めた白波の場所を中津神グリであると思ったことから、同白波を通過したのちに右転したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、冠島北北東方沖において、釣り場を発進して南進中、船長が、GPSプロッターに帰航時の経由地を入力することに意識を向け、右舷方に認めた白波の場所を中津神グリであると思い、船位の確認を行わずに航行を続けたため、中津神グリ東方沖を通過したと思って中津神グリ南方沖に向けて右転したものの、中津神グリに向かう状態となったことに気付かず、中津神グリ南東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、他の作業を行わず、GPSプロッター等の航海計器を</li> </ul>

	<p>活用して自船の位置を把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、GPSプロッター等の航海計器の表示範囲を適切に切り替えること。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

